

環境文教委員会 送付26-5

千代田区における喫煙所の絶対数不足解消に向けた改善を求める陳情

受付年月日 平成26年2月4日

陳情者

陳情書

(趣旨)

千代田区議会におかれては、区政に日夜ご活躍され大きな成果をあげられていることに深甚な敬意を表すものです。

また、私どもの事業活動に、日頃から格別のご理解とご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

たばこを吸う方と吸われない方の双方が協調・満足できる環境を整えていただきたく、以下のとおり陳情します。

【概要】

貴区の喫煙に関する諸課題は生活環境条例がもたらしたものです。制定時の11年前と現在では環境が大きく変わり現状と整合していません。このまま2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を迎えれば、全国から集まる国内ゲストは勿論、海外ゲストに対し多大なる困惑を与えます。

招致を契機に、現在及び将来予測される課題につき、出来るものは早急な改善を求めます。併せて条例自体も多方面から再考し、修正を含めた適切かつ抜本的改善を求めます。

【説明】

生活環境条例制定後11年が経ち、当初の目的が達成された反面、路上を駆逐された善意の喫煙者が公園等に集中し新たな課題が発生しています。これは条例が昼間人口から類推されるオフィス立地特性を考慮していない点に起因します。現実には喫煙者がいながら一方的かつ広範囲に規制する現状に課題があります。

平成23年度の生活環境改善推進の経費は約1億円、過料徴収は違反者5,874件、約9百万円で、違反者1人に対し貴重な税金を約1万7千円も投入しています。費用対効果を考えると赤字施策で、明らかに事業仕訳されます。添付の神戸市外部評価の総合意見では、限界費用の上昇を理由に実施方法の改善を提言しています。条例制定当時一定の効果があった施策も、11年を経た今日、再考すべき課題です。

こうした厳しい規制の一方で、貴区には年間38億円以上ものたばこ税が入っており、これは昼間、区外からの在勤者が納める税金でもあります。貴区は現住区民の意見を尊重しつつも区外からの在勤者の「たばこを吸う権利」にも配慮する責務があり、たばこを吸う方と吸われない方、現住区民と区外からの在勤者へのバランスに配慮した対応を求めます。

現在、区が設置する喫煙所は、区議会審議のとおり絶対数が不足しているため喫煙者の集中を招いています。適度に喫煙者が分散できる環境にあれば問題は発生しません。

貴区は喫煙所を民間にも広げて確保する方向を示しましたが、デフレと喫煙に対する逆風の中、事業者が容易に新設できるものではありません。喫煙所は、ひも付きでない38億円以上のたばこ税を受領する貴区の責務で積極的に確保する必要があります。

締め出されて公園等で喫煙する喫煙者や灰皿に集まる善意の喫煙者がこれ以上非難の目に晒されないよう、現在進める「公園での喫煙対策の基本方針」に基づく公園での喫煙所設置を早急に具現化し、絶対数不足を補うための更なる喫煙所の創出を求めます。条例で生み出された、たばこを吸う方と吸われない方との摩擦は貴区の責務で善処してください。

また、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催にあたり懸念があります。

海外で貴区のような激しい屋外喫煙規制を持つ国は皆無に等しく、このままでは条例を知らない海外のゲストがいきなり過料を徴収される結果となります。これは日本人のおもてなし精神とは言えません。海外ゲストの困惑が書かれた新聞記事を添付します。

条例による規制内容や既存喫煙所をゲストにどう周知するのか、「おもてなし」の一環として検討願います。また、喫煙所はその設置理由を周知するためにも駅周辺での確保が適切と考

えます。

海外のゲストが困惑しないよう貴区の誇りにおいて検討をお願いします。

以上

平成26年2月4日

千代田区議会議長 嶋崎 秀彦 殿